

山形県高度技術研究開発センター 研究室入居使用者 公募要領

山形県高度技術研究開発センターは、産学官による高度な研究開発の中核支援拠点として設置された施設です。

研究施設、研究交流施設、各種計測分析装置や加工設備等を備え、企業等の工業技術の高度化を支援しています。

山形県工業技術センターが同一敷地内にあり、専門スタッフによる技術面での支援が可能です。

※本研究室は、一般的な賃貸契約とは異なり、山形県の施設を一定期間使用いただく形になります。

要件により使用を“許可”するものとなりますので、「使用許可」という表現となっております。

1 対象事業者・条件等

(1) 使用許可申請資格

センターの使用者として適当と認める者は、山形県の工業技術の高度化に寄与することが見込まれる、産学官連携・その他の高度な工業技術に関する研究開発を実施する企業、研究機関等です。

(2) 部屋タイプ・使用料金 (使用料：1か月あたり、消費税込み、令和7年6月1日時点)

	共同研究室
面 積	115 m ²
募集室数	1 室
使用料	217,700 円

- ・使用料の他、入居に係る光熱水費、電話料、専用に設置した回線使用料等の実費をご負担いただきます。
- ・駐車場の利用は無料です。
- ・入居企業が商談・打合せ・会議等に利用できるブースを設けております。

※施設利用にあたって、許可なく、爆発物等の危険物・有害物質・実験用の動物の持ち込み、寄付金の募集、物品の販売等はできません。

(3) 使用許可の基準・使用期間

次のいずれかを満たす場合、研究室等の使用を許可します。

- ①大学その他の研究機関の研究成果を基にした工業技術に関する研究開発その他高度な工業技術に関する研究開発で、本県の工業技術の高度化に寄与すると認められるものであること。

- ②民間事業者、大学その他の研究機関及び公共的団体が共同して行う工業技術に関する研究開発で、本県の工業技術の高度化に寄与すると認められるものであること。

(4) 使用期間

1年以内。ただし、1年以内の使用期間で更新する場合があります。

2 応募手続き

(1) 申請受付期間

令和7年6月10日（火）午前9時から 令和7年6月30日（月）午後5時まで

(2) 応募方法

メール、郵送（必着）、または持参（受付は平日9時～午後5時）

(3) 提出書類

①	使用許可申請書	DL
②	研究開発説明書	DL
③	決算書等の写し 直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表の写し	
④	その他参考資料 会社概要がわかる資料、「②研究開発説明書」の補足説明資料など必要に応じて提出	

※各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか別紙を添付する等して、必要事項は省略することなく全て記載してください。

※申請様式（上記表の DL マーク）については、山形県高度技術研究開発センターのホームページよりダウンロードの上、ご利用ください。 <https://yrit.jp/advtech/2B4.html>

(4) 書類提出の方法

【データにて提出の場合】

・(3)の提出書類をメール送信してください。③、④はスキャンの上、PDF 等での提出でも構いません。

【郵送・持参の場合】

- ・用紙サイズはA4判の片面印刷とします。1部提出してください。
 - ・提出された書類は返却いたしませんので、必ず控えを保管しておいてください。
- ※提出書類表の①使用許可申請書及び②研究開発説明書については、現物提出のほか、それぞれ、Excel、Word データのメール送信もお願いいたします。

※メール・PC環境がない等の理由によりデータ送信が難しい場合は不要です。

メール送信がない場合でも、審査上不利になることはありません。

（送付先メールアドレス）→ ykogi@pref.yamagata.jp

(5) 応募書類の送付・提出先

〒990-2473 山形県山形市松栄 2-2-1 山形県工業技術センター 総務課

(6) スケジュール (応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。)

申請受付期間	令和7年6月10日(火) 午前9時から 令和7年6月30日(月) 午後5時まで
審査委員会	7月中旬
審査結果通知	7月下旬
入居開始日	8月1日

3 審査方法・結果の通知

(1) 審査委員会について

- ・時期：7月中旬を予定
- ・内容：申請者は、自身が作成した研究開発説明書に基づき、審査会においてプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションに係る資料は使用許可申請書類のほかに別途作成していただいて構いません。

(2) 主な審査のポイントについて

- 1 (3) 使用許可基準への適合性、高度技術研究開発センター設置目的への適合性、入居の必要性、経営面等について審査します。

(3) 事業計画に関する照会等

申請受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(4) 結果の通知

申請者全員に対して、審査結果（採択または不採択）を文書で通知します。

4 その他

- (1) 申請内容等について確認する場合がありますので、期限に余裕をもって応募ください。
- (2) 使用開始（入居）後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出へのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

山形県工業技術センター 総務課

〒990-2473 山形県山形市松栄 2-2-1

TEL 023-644-3222

E-mail ykogi@pref.yamagata.jp

URL <https://yrit.jp/advtech/2B4.html>